

自治基本条例 島田市経過説明

平成27年12月12日（土）

島田市 地域生活部 地域づくり課



島田市が条例を検討している理由

【社会背景】

- 地方分権型社会への転換、地方創生による地域格差拡大の危惧
- 少子高齢化による在宅介護・福祉・医療への移行
- 人口減少や産業衰退による自治体の疲弊

→行政主導のまちづくりの限界

→このため多くの自治体で市民・議会・行政による協働のまちづくりが行われ、
300以上の自治体で自治基本条例が制定される。



島田市が条例を検討している理由

【島田市の背景 その1】

- ・ 2060年の島田市の人口・高齢化率（国立社会保障・人口問題研究所推計）

人口 約6万人（現在約10万人）

高齢化率 38.9%（現在約25%）



島田市が条例を検討している理由

【島田市の背景 その2】

- ・ 島田市総合計画後期基本計画策定時 市民アンケート（平成25年）

「あなたは、これからのまちづくりをどのように進めればよいと思いますか。」

→67.9%の方が「市民と行政が、協力してまちづくりを進めていく」と回答

しかし、市の「住民の市政への参加の推進」の取組に対する満足度は他の事業（44事業）の満足度の平均値を下回る数字（-1.04）となっており、市民の期待には応えていない現状。



島田市が条例を検討している理由

【島田市の背景 その3】

- ・島田市総合計画後期基本計画策定時 市民アンケート（平成25年）

「市民と行政が協働してまちづくりを行ううえで、あなたは何が必要だと思いますか。」

→51.6%の方が「市民と行政との交流や意見交換する機会」

34.3%の方が「まちづくりや計画づくりに市民が参加する機会」と回答

島田市では今後これらの機会や場を作ることが重要と考えております。



島田市が条例を検討している理由

以上のことから、島田市では市民と行政がともに参加する機会や場が必要と考えておりますが、それらの機会や場を設けるためには何らかの仕組みやルールが必要になります。

現有の条例・規則ではそのような仕組みやルールが定められておらず、協働の取組みについても具体的な規定は設けられておりません。

それらについて具体的に定めるために自治基本条例の制定を検討しています。

島田市総合計画後期基本計画（平成26～29年度）

第7章の重点的取組み「自治基本条例の制定」



これまでの経過

【島田市自治基本条例を考える市民会議】

- 団体推薦委員9人、公募市民5人 計14人で構成
- 役割
 - ①自治や協働についての学習
 - ②自治基本条例の要否の検討
 - ③自治基本条例の項目・内容の検討及び集約

平成26年12月から、これまで12回開催しています。



これまでの経過

【島田市自治基本条例制定作業部会】

- 地域づくり課、協働推進課、危機管理課、生活安心課、福祉課、経営管理課、社会教育課の課長と担当者 計15名で構成

- 役割

市民会議がとりまとめた意見を基に市民会議と意見交換を行いながら条例案を作成

平成27年7月から、これまで5回開催しています。



これまでの経過

【島田市自治基本条例制定委員会】

- 市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長、消防長、病院事務部長
計15名で構成

- 役割

条例案の内容検討、最終案の決定

条文案がある程度作成された段階で検討に入ります。



今後のスケジュール予定

- 平成28年8月まで

 - 計20回の市民会議、庁内での検討を経て条文案を作成

- 平成28年9月ごろ

 - パブリック・コメントを実施

- 平成28年11月

 - 11月議会へ提出

- 平成29年1月

 - 自治基本条例公布（平成29年4月施行）

 - ※スケジュールについては今後変更することもあります

